

平成30年度使用教科書選定理由書

【1 選定に係る基本方針】

教科書は、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、全ての生徒が用いるものであり、教育上極めて重要な意義をもつことを踏まえ、下記の方針により教科書の選定を行う。

- 1 教育基本法や学校教育法に示された教育の目標を踏まえるとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえ、思考力、判断力、表現力を育成するために、本校生徒にとって理解しやすく、興味・関心を持って学習に取り組める教科書を選定する。
- 2 本校の目指す学校像や重点目標を踏まえ、生徒の思考が順序よくなされることで、学習内容の定着及び学力の向上、専門的な技術・能力の伸長を図ることができる教科書を選定する。
- 3 教科書の内容についての調査・研究を十分行い、校長の権限と責任において、本校生徒の望ましい成長を促す教科書を選定する。

※ 学習指導要領、学校教育目標、学校や学科の特色、生徒の実態等を踏まえて、学校としてどのような方針をもって教科書選定を行うかを示す。